

2024年6月10日

フィリピン国民に対する短期滞在数次ビザを申請する手続の概要 (相当な高所得者)

以下の要件に該当するフィリピン国籍の相当な高所得を有する方に対する数次有効の短期滞在ビザ(滞在期間:90日、ビザの有効期間:5年)を申請する際の手続の概要は以下のとおりです。なお、短期滞在ビザでは、日本国内において収入を伴う事業を運営する活動または報酬を受け取る活動を行うことは認められません。

●申請できる方

- (1) 相当な高所得を有する方
- (2) (1)の配偶者及び/又は子

●提出書類

ビザ審査上必要な場合には、下記の書類以外にも追加資料を求めることがあります。

- (1)相当な高所得を有する方

ア 旅券(一般/IC旅券)

イ ビザ申請書(写真貼付)

ウ 在職証明書(在職期間、給与及び役職の記載があるもの)

エ 相当な高所得を有することを証明する資料

※銀行口座明細書(直近6か月分のもの)、所得証明書、公的年金証明書 等

オ 当該国(地域)に合法的に居住していることを証明する資料(フィリピン以外の国に居住している場合)

- (2)上記(1)の配偶者及び/又は子

ア 旅券(一般/IC旅券)

イ ビザ申請書(写真貼付)

ウ 上記(1)の家族であることを証明する資料(婚姻証明書、出生証明書等)

エ 上記(1)の方の旅券及び数次ビザの写し又は上記(1)エ

オ 当該国(地域)に合法的に居住していることを証明する資料(フィリピン以外の国に居住している場合)

※ 審査の結果、一次有効のビザを発給する場合があります。詳細につきましては、在外公館にお問い合わせください。